



MONTHLY NEWS

今月の ニュース

NEWS
1

障がいのある方を支える 福祉サービスを新設・拡大

日常生活をよりきめ細かく支援するために実施します

障がいのある方の暮らしを支えるための法律「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正に伴い、4月1日(日)から福祉サービスを新設・拡大します。

これは、障がいのある方それぞれの希望に合わせて、より充実した地域生活を支えるために行うもの。生活面や就労面の支援のほか、障がいのある子どもやその家族のニーズに応じたサービスを増やします。

対象者や利用方法などの詳細は、お住まいの区の区役所保健福祉課にお問い合わせください。

詳細 区役所(1階)の保健福祉課



4月から新たなサービスが増え、支援の対象が広がります

主な変更の内容を紹介

新設

定期的な訪問で一人暮らしを支える

自立生活援助

施設などを退所して、一人暮らしを始めた障がいのある方の自宅を定期的に訪問。生活状況に応じて、家事や体調管理などの相談を受け、助言を行います。



新設

継続した就労に向けて生活面をサポート

就労定着支援

就労支援を行う障害福祉サービス事業所などを利用後、一般就労した方を対象に、就労に伴う生活面の課題解決に向け、面談を通じて必要な支援を行います。



拡大

入院中の意思疎通を支援

重度訪問介護の支援範囲を拡大



普段自宅に訪問して介護を行っているヘルパーが、入院先にも訪問可能に。利用者に合った介護方法を入院先に伝えることで、病院でもより適切な支援が受けられます。

新設

重度障がいのある子どもの発達を支援

居宅訪問型児童発達支援



人工呼吸器を装着しているなど重い障がいのある子どもが、自宅で日常生活動作の訓練などの発達支援を受けられるようになります。事業所で受ける場合と同様の支援内容です。

拡大

保育所を訪問して、集団生活に適應するための支援などを行うサービス「保育所等訪問支援」の訪問対象施設に、乳児院、児童養護施設を追加します。

軽減

65歳以上の方で、障害福祉サービスを長期間利用していたなど一定の要件を満たす場合、介護保険サービスにかかる費用の一部を返還し、経済的な負担を減らします。